

## 裁判員制度 <その1>



裁判員制度は、平成 11 年 7 月に司法制度改革審議会<内閣>が設置されたことにはじまります。

この審議会が、平成 13 年 6 月に意見書を取りまとめ、その中で「司法制度改革の三つの柱」の一つに国民的基盤の確立を提言しました。その中核として導入が提言されたのが、この裁判員制度です。

続いて、同じく内閣に設置された司法制度改革推進本部において、同制度導入のための立案が進められ、平成 16 年 3 月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案」として国会に提出されました。

可決成立したのは、同年 5 月 21 日で、同月 28 日に公布されました。この裁判員制度は、平成 21 年 5 月までに始まる予定であります。

このシンボルマークは、2005 年 6 月 29 日に決定されたもので、国民がより親しみを持てるようにと、この制度を象徴するものとして作成したものです。今後実施される各種広報活動に利用される予定となっています。

この、「かたち」の 2 つの円は「裁判官」と「裁判員」を表しています。更に、円が交わることで協力し合う姿勢が表現されており、「∞」<無限大>を表現しているとされます。すなわち「法律を熟知した専門家である裁判官と一般国民の代表である裁判員が協力し合うことで生じる効果が無限大であること」を表しています。



「いろ」はパステル調の色合いをベースにして、赤味の部分は「活発・情熱」を表現し、青味の部分は「冷静な判断」を表現しています。

しかし、どちらの色が裁判官、裁判員という区別はしていません。また、「裁判員<Saiban-in>」のローマ字表記の頭文字「S」も表現しています。

今までの裁判は、検察官や弁護士・裁判官という法律の専門家が中心となり行われてきました。丁寧に慎重な検討がされることにより詳しい判決が書かれ、高い評価を受けてきました。しかし、専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものでありました。また、一部の事件では、審理に長期間を要するため、<刑事裁判>は近寄りたいたいと印象を与えてきた面もありました。現在では、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア等多くの国で、刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており、国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしていると言われています。

そこで、この度の司法制度改革の中で、国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた

裁判員が、それぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断すること<裁判員と裁判官の協働>により、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるという考えで裁判員制度が提案されました。

### ◇ この制度の導入により、期待されることは？

◆ 裁判員が参加することにより、裁判官・検察官・弁護人は、国民に分かりやすく、且つ、迅速な裁判とするように努めること。

◆ 更に、法律の専門家が<当然と思っている基本的な事柄>についても、裁判員から質問や意見が出されることで、<国民が本当に知ろうと思っている事>が明らかになり、それにより、国民の理解しやすい納得のいくものになることと考えられています。

◆ すなわち、裁判の進め方やその内容に国民の視点、感覚が反映されていくことになり、結果、裁判全体に対する国民の理解が深まり、司法がより身近なものとして信頼も一層高まることが期待されている訳です。

### ◇ 裁判員はどのようにして選ばれるのでしょうか？

◆ 選挙権のある人の中から、翌年の<裁判員候補者>となる人を抽選で選び、裁判所ごとに<候補者名簿>を作ります。これは毎年行われます。

◆ 次に、事件毎に、名簿の中から更に抽選を行い、各事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた者には、裁判所に出向く日時等が知らされます。

◆ 次に、裁判長から<被告人や被害者と関係の有無>、<不公平な裁判をするおそれがないかどうか>、<辞退希望がある場合はその理由>等について質問されます。検察官や弁護人は、その質問の結果により裁判員候補者から除外されるべき人をそれぞれ 4 人まで指名することができます。

◆ その結果、除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれることとなります。

### ◇ 裁判員は、辞退出来るのでしょうか？

◆ 原則として辞退できません。それは、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民が参加する制度のためです。ただし、国民の負担が過重なものとなることを避ける配慮から、法律で次のような辞退事由を定めています。ただし、裁判所がそれを認める必要があります。

○70 歳以上

○地方公共団体の議会議員（ただし会期中）

○学生<生徒>

○5 年以内に裁判員や検察審査員などの職務に従事した場合

○3 年以内に選任予定裁判員に選ばれた場合

○1 年以内に裁判員候補者として裁判員選任手続の期日に出頭場合

○やむを得ない理由により、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人<やむを得ない理由とは、重い疾病や傷害、同居の親族の介護・養育、事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じる場合、父母の葬式への出席など生活上の重要な用務がある場合>

◎ 対象となる事件や職務内容は<12~13 ページ>に掲載